

雇用環境整備／適正事業者認定（公開版）



適正事業者番号	No. 10-C-3019062005（第Ⅲ種：エイジレス雇用）
事業者名	株式会社アトラック
所在地	広島県三原市皆実1丁目21-15
電話番号/FAX番号	0848-61-5440 / 0848-61-5441
ホームページアドレス	http://www.attrack.co.jp/
代表メールアドレス	director@attrack.co.jp
認定年月日/認定有効期限	認定 2020年6月1日 / 認定有効期限 2027年3月31日
雇用環境整備問合せ窓口	山内 淳

☒	法人格を有する組織で法務省または法務局への法人登記がなされている企業・団体等
☒	設立から満12ヵ月を経過している
☒	直近3年間、労働基準法・職業安定法等の法令に重大な違反をしていない
☒	役員を除く雇用労働者が1名以上いる組織。なお、雇用労働者とは賃金を支払い職務に従事させている者を指し、正規雇用以外に派遣社員・パート・アルバイト等も含む
☒	育児者・障害者・エイジレスの雇用環境整備の推進に関して本機構事業に賛同し、当該対象者の雇用実施実績又は実現を目指し、将来にわたり雇用環境整備の推進・継続の意思を有している
☒	今回申請する認定種目に対応できる雇用環境整備士資格者が、社員100人に1人以上の割合で社内に設置されている
設置されている雇用環境整備士名（認定時点） 山内 淳	

【調査項目（第Ⅲ種：エイジレス雇用）】

産業分類（業種）		一般労働派遣業 有料職業紹介業		
事業内容		労働者派遣 認可保育園運営 パソコン教室運営		
事業所における従業員数(役員を除く)		2名		
総事業所における従業員数（役員を除く）		52名		
従業員数				
年 月現在		合 計	男 性	女 性
全 従 業 員		52	10	42
内 訳	正 社 員	8	1	7
	パート・アルバイト	5		5
	契 約 社 員			
	派 遣 社 員	39	9	30
従業員平均年齢		51歳		
加 入 保 険		雇用保険 労災 健康保険 厚生年金 厚生年金基金		
雇用環境整備士の設置状況		第Ⅰ種資格者（１）名、 第Ⅱ種資格者（１）名、 第Ⅲ種資格者（１）名		

【エイジレスの雇用環境整備への取り組み全般について】

1. 取り組み、活動にいたる経緯・課題・目標

①経緯

求職者の平均年齢が上がっている傾向にあり、高齢者雇用に関心を持つ

②課題

高齢者の方が働ける環境を整備しなければならない

③目標

高齢者の方が無理なく働ける環境を整備すること

2. 具体的な取り組み、仕組みや工夫について

面接時、スキル、経験など打合せ、現場の業務内容に誤差が生じないように配慮するため具体的な作業取り組み、内容を説明できるように取り組んでいる

3. 取り組み、活動により得られた成果（どのような変化に結びつき、効果をあげたか）

就業者と業務、仕組み、内容のミスマッチングなく、快適に業務に邁進してもらっている

4. 今後の計画（取り組みの予定を可能な範囲で）

エイジレスの積極的な採用に取り組み、個人の希望を最大限加味し、新規・継続雇用に取り組んでいく。

【雇用環境整備士・認定制度関連】

・ 第Ⅲ種整備士の活動状況
社員に向けて情報共有の促進を行っている
・ 雇用環境整備士単位取得制度を活用している第Ⅲ種整備士の有無
☒ (有) (最多単位取得者 9 単位) ・ ☐ 無
・ 雇用環境整備士は社内でのどのような評価をされているか
職場の活性化、社会貢献に役立つと考えられる
・ 雇用環境整備士以外の専門家の設置状況
派遣元責任者、職業紹介責任者、メンター
・ 雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引があるか
☐ ある ・ ☒ (ない)
・ 雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引が発生した場合に考えている事項はあるか
担当者同士の連携を取り、資格を生かした労務管理を実施する。
・ 第Ⅲ種適正事業者認定を取得している派遣会社から人を採用しているか
☐ 雇っている () 名 ・ ☐ 雇っていない
・ 第Ⅲ種適正事業者認定を取得している人材紹介会社から人を採用しているか
☐ 採用している () 名 ・ ☐ いない
・ エイジレスを受け入れる際に、第Ⅲ種適正事業者認定を取得している「派遣会社又は人材紹介会社」を優先して依頼・活用していきたい、というエイジレス雇用の意思はあるか
☐ ある ・ ☐ ない

【企業方針・社内環境（エイジレス35歳以上の対象者全般）】

・ エイジレス雇用優良事業所、エイジレス雇用促進企業等の表彰・受賞などの実績があるか
取得済み (年 月) ・ ☒ (取得していない) ・ ☐ 申請中 具体的な実績等 ()
・ 定年制度に関する規約への明記
定年 () 歳 ・ ☒ (70歳までの継続雇用) ・ ☐ 定年の定めなし
・ 事業者としてエイジレスの採用において雇用対策法・高齢者雇用安定法の知識はあるか
☐ ある
・ エイジレスを採用するにあたって雇用環境整備されている特記事項（採否基準等）
管理者に向けてのセミナーを開催し、各法令の理解に努めている

・エイジレスを採用した後に雇用環境整備されている特記事項（配属考慮や環境考慮の対策等）
時間外労働の軽減等
・エイジレス雇用の中途採用実績 / エイジレスの従業員数（現時点） / エイジレス雇用率（現時点）
雇用実績a（146）人 / エイジレス従業員数b（91）人 / エイジレス中途雇用率a÷b（62）%
・エイジレスの従業員の正社員/契約社員/派遣社員/アルバイト・パートの比率
35～39歳/正社員（50）% / 契約社員（0）% / 派遣社員（50）% / アルバイト・パート（0）% 40歳代/ 正社員（50）% / 契約社員（0）% / 派遣社員（50）% / アルバイト・パート（0）% 50歳代/ 正社員（0）% / 契約社員（0）% / 派遣社員（94）% / アルバイト・パート（6）% 60歳以上/正社員（0）% / 契約社員（0）% / 派遣社員（83）% / アルバイト・パート（17）%
・エイジレスの従業員の全社員に占める年齢区分比率
35～49歳（15）% / 50歳以上（33）% / 60歳以上（33）% / 70歳以上（3）%
・「エイジレス雇用実績がない」場合、エイジレスの採用活動またはエイジレス雇用促進のための取組み状況について
実績あり
・エイジレスの従業員の管理職の数。全社員での割合/エイジレスの社員における割合
35～39歳（1）名 / 40歳代（1）名 / 50歳代（0）名 / 60歳以上/（0）名 全社員での割合：比率 4% / エイジレス社員における割合：比率 5%（令和6年3月現在）
・エイジレスの公私にわたっての相談窓口となる部署があるか、または整備士以外にキーパーソンはいるか。
☒ （有）（部署名：総務） ・ 無 / キーパーソンは ☒ （いる） ・ いない
・エイジレスの従業員と定期的なヒヤリングはしているか（している場合は月間回数など具体的に）
☒ （している）（月 1 回位） ・ していない
・相談窓口は外部への漏えいがない設備完備又は場所であるか
☒ （ある） ・ ない
・エイジレスの従業員に対し、個々の状況に合わせた配慮を行っているか（具体的に）
本人の体調等を加味したうえで就業時間等を無理のないようにしている
・エイジレス雇用に関する助成金、調整金等の受給実績はあるか（ある場合は具体的に）
なし
・本認定取得後3年間のエイジレスに向けた雇用環境整備の行動計画
長期雇用に対応できるように雇用環境の整備を行う

【社内での取り組み】

・エイジレスに対する上司の理解と知識を向上するために、どのような取り組みをしているか
日常的に面談を実施し、日々の変化を掌握するように努めている
・エイジレスを雇用するにあたっての講習会・セミナーを、積極的に採用担当者や管理職社員に受講させているか
☒ 受講させている ・ ☐ 受講させていない
・エイジレスの以外の社員に対する、エイジレスに関する知識習得のための教育体制やセミナー等の実施状況
外部のセミナーを受講した管理者による教育を会議の場等で実施している
・上司の方が年下の場合、どのような対応・配慮・対策を講じているか
年齢関係なく、懇切公平慈愛心をもって接するように教育している

【エイジレスへの対応（特定の年代の方へのみ対応している場合は、その旨も記入）】

・エイジレスに不利益な取り扱いはないか。また不利益が発生しないようにどの様に努めているか。
実績なし 適正な労務管理に努めている
・エイジレスの労使関係のトラブルについて過去にあった特筆すべき事例とその対応があるか
なし
・エイジレスの通勤への特別な配慮はあるか（車通勤許可や迂回ルート利用許可など）（具体的に）
通勤方法等は個人にあった方法を許可している（全社員）
・エイジレスの業務についての配慮はあるか（仕事の種類、業務量、期限など）（具体的に）
無理のない業務につけるように配慮している（全社員）
・部署配属先の配慮はあるか（ある場合は具体的に。残業の少ない部署への異動を認める等）
同上
・エイジレスの転勤・出向・派遣先企業への対応はどうしているか
なし
・エイジレスが比較的苦手とするパソコン業務に関して何か対策を講じているか
P C 業務のない部署へ配置 希望者は弊社の P C 教室で教育を実施している
・エイジレスの残業への特別な配慮はあるか
☒ ある ・ ☐ ない
・エイジレスの特別休暇等の特別な配慮はあるか
ある ・ ☒ ない

・エイジレスの健康管理で定期健康診断以外に特別の配慮はあるか
ある（ ） ・ <u>ない</u>
・エイジレスの健康配慮のために産業医の設置または提携の医療機関はあるか
<u>いる</u> ・ いない
・エイジレスの定着のための取組みを講じているか
<u>講じている</u> ・ 講じていない
・エイジレスの従業員のおおむねの勤続年数実績
35～39歳（ 9 ）年 / 40歳代（ 7 ）年 / 50歳代（ 7 ）年 / 60歳以上（ 6 ）年
・エイジレス解雇の実績（ある場合はどのような背景でどのような経緯で解雇したか）
なし
・エイジレスの従業員の職業能力の開発及び向上のために情報提供を行っていることがあるか
全職員対象の教育研修会、勉強会を行っている
・エイジレスを雇用する際に合否基準として重要視する部分は何か。また採用しない人材はどのような者か。
人物像（協調性）、仕事への適応能力 虚偽の部分が見られる方は採用しない
・男性エイジレス従業員と女性エイジレス従業員で異なる特別の配慮や取り組みはあるか
ある（ ） ・ <u>ない</u>
・安全配慮義務でエイジレスに特化して導入している制度はあるか（例：PC長時間操作や肉体労働における適宜休憩、段差無いように通路整備、危険な機器は扱わせない等）
なし 社員は区別なく安全配慮に心がけている

【エイジレスを雇用している又は雇用する予定の場合】

・事業所には老齢厚生年金等の年金知識を有する職員がいるか（年金と給与バランスのアドバイスができるレベルの者）
<u>設置されている</u> ・ 設置されていない ・ 顧問社会保険労務士が説明・相談に乗っている
・エイジレスの継続雇用のために派遣社員化する方式を導入しているか。また、その際に子会社として派遣会社を設立しているか。
<u>派遣活用してエイジレス継続雇用している</u> ・ 派遣でのエイジレス活用はしていない
子会社として派遣会社をもっている ・ もっていない

【60歳以上のエイジレスを雇用している又は雇用する予定の場合】

・ 高齢者の採用基準はどのようなものか（具体的に）
健康状態が心身ともに良好で協調性のある方
・ 高齢者の過去の実績・経歴・経験などをどう活用する仕組み作りがなされているか
それまでの職歴を加味し、それを生かせるような職場に採用している
・ 高齢者の管理者として、雇用環境整備士という知識者が社内に設置されていることを高齢者に周知しているか
☒ している ・ ☐ していない
・ 管理職は若手職員と高齢者の人間関係への配慮や調整をしているか
☒ している ・ ☐ していない
・ 日々の勤務態度や勤怠状況、安全管理・健康管理を把握するための管理者は置いているか
☒ 置いている（安全管理者・安全衛生推進者・衛生推進者・ ☒ 衛生管理者） ・ ☐ 置いていない
・ 高齢者と高齢者以外の社員とで同じ対応を求めている事項は何か
協調性
・ 管理職は高齢者が疲れた様子などのときは休ませるなどの対応をしているか
☒ している ・ ☐ していない
・ 口頭での指示の聞き取りが弱い高齢者に対して、指示対策の整備はされているか又は業務マニュアルはあるか
☒ 整っている ・ ☐ 整っていない

【35歳～50歳代のエイジレスを雇用している又は雇用する予定の場合】

・ 対象者の採用基準はどのようなものか（具体的に）
健康状態が心身ともに良好で協調性のある方
・ 対象者の過去の実績・経歴・経験などをどう活用する仕組み作りがなされているか
過去の実績を生かせるように入職時、スムーズに業務ができる部署に配置するようにしている
・ 対象者に、管理者として雇用環境整備士という知識者が社内に設置されていることをエイジレス社員に周知しているか
☒ している ・ ☐ していない
・ 管理職は若手職員と対象者の人間関係への配慮や調整をしているか
☒ している ・ ☐ していない

・ 日々の勤務態度や勤怠状況、安全管理・健康管理を把握するための管理者は置いているか
置いている ・ 置いていない
・ エイジレスへのワークライフバランス（育児・介護など）の雇用環境が整備されているか
整っている ・ 整っていない
・ エイジレスへの転勤等の配慮（育児・介護・子供の受験などを考慮して）はされているか
転勤なし
・ 子育て中のエイジレスに対して、子供のことを考慮して取り組んでいる制度や仕組みはあるか
育児者の緊急時を優先として取り組んでいる

雇用環境整備/適正事業者認定（公開版）の取り扱いについて

1. 本制度は、本機構の定める「雇用環境整備/適正事業者認定制度要綱」に基づき公開並びに運営されているものです。
2. 本機構が障害者雇用の推進並びに適正な雇用環境整備と判断した調査項目を公開する（非公開事項を除き原則原文まま）。特に優れた取組み・事象・事項・意識・内容等と判断したものについては本機構からの評点という形で審査員の感想を付したので、閲覧者又は育児・障害・エイジレス雇用のための環境整備のための参考にしていただければと思います。
3. 本申請者より申請があり、審査の結果、育児・障害・エイジレス雇用（申請科目により異なる）の促進を目指して、適正な雇用環境の整備がなされている又はその実現に努めていると判断された事業者を認定したものです。適正事業者とは関係法令に準じての適正値を保証するものではなく、雇用環境整備の推進・維持と本機構事業への賛同の意思を有し、本機構の求める雇用環境整備への前向きな取組みや活動を行っていると考えられ、本機構が広く周知したいと判断した事象・事項・内容等を有する事業者を指します。よって本認定の取得があったからといって認定者が関係法令等に違反のない組織又は違反を行わない組織、及び法律に則った適正な運営を行っているかを本機構が保証するものではありません。認定者と第三者の間に生じた問題事項に関して、本機構は両者に対し一切の責任を負わないものとします。
4. 本制度でいう「育児者」とは満 12 歳未満の子を持つ者をいう、「障害者」とは身体または精神に障害を持つ者をいう、「エイジレス」とは満 35 歳以上の全ての者を指す。
5. 本書は認定事業者の許可・承諾を得て公開しております。育児・障害・エイジレス雇用（申請科目により異なる）の取組みをしている企業・団体を探し就職活動をされている育児・障害・エイジレスのために、企業選択及び就業の参考になるよう公開することを目的とします。
6. ここに記載される内容と実情が異なっていることが発覚した場合は、認定は取り消され、本機構はその旨の公開をすることとします。
7. 本書に関する直接的な具体のお問い合わせは認定者の「雇用環境整備担当窓口（P1 参照）」へお問い合わせください。本制度に関するお問い合わせは下記「本機構」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 TEL 03-3379-5597

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5-8-1 第一ともえビル8F（オフィスタ内）

*本書類一式に記載されたすべての事項は本機構並びに申請者の許可なく無断転載・無断掲載をお断りします。